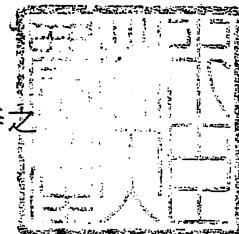


資料9

16 消安第1609号
平成16年5月28日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直しする必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 電柱用素材の日本農林規格（昭和26年5月28日農林省告示第911号）
- 2 押角の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1204号）
- 3 耳付き材の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1205号）
- 4 鯨野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年1月20日農林省告示第38号）
- 5 まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年5月20日農林省告示第493号）
- 6 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第802号）
- 7 特種かん詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第805号）
- 8 まくら木の日本農林規格（昭和41年4月18日農林省告示第539号）
- 9 素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）
- 10 特殊包装かまぼこ類の日本農林規格（昭和49年10月31日農林省告示第

1008号)

- 11 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第532号）
- 12 風味かまぼこの日本農林規格（平成2年5月31日農林水産省告示第700号）
- 13 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）

素材の日本農林規格の見直しについて（案）

農林水産省

平成17年7月15日

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）について、見直しを行った。

平成16年6月1日に開催された農林物資規格調査会部会において、廃止の是非を検討した結果、規格で定めた内容が取引の際使用されており、改正又は確認する方向で検討するとされたことから、「性能規定化（強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入）、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点」から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

- 素材の日本農林規格について、
- (1)表示事項等を他の品目と同様に規定
 - (2)電柱用素材の品質及び材積計算について規定
 - (3)現行の材積計算方法を基本に標準的な材積計算方法を規定し、標準以外の計算方法の材積も表示可能な旨規定
 - (4)針葉樹の素材の規格に「縦振動ヤング係数区分」を追加等の改正を行う。

素材の日本農林規格の見直しについて

1 見直しの基準2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	(素材生産業者数は 5, 735)
イ 見直しを行う年度の過去2ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前的小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	(素材供給量は13%減)
ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当 [平成12年度まで複数の都道府県で格付されていたが、平成13年度から北海道のみで格付されている]
エ 格付率が著しく低い規格	該当 [格付率1%未満]

2 見直しの基準2 (1) ③ (改正又は確認する方向で検討する基準) に該当する項目

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格	(格付率の増加は見込まれない)
イ 他法令で引用されている規格	(他法令による引用なし)
ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格	該当 [製造業者等が存続要望書を提出] (規格の材積計算方法等が市場で使われている等)
エ 國際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格	国、公共団体、民間仕様書で引用、 ISO/TC218に規格あり
オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格	

素材の日本農林規格の改正概要

- 1 「素材の日本農林規格」は昭和42年以降改正を行っておらず、表示についての規定がなかったことから、「等級」、「寸法又は材積」、「樹種名」及び「縦振動ヤング係数区分」の表示事項、表示方法及び表示禁止事項を他品目と同様に規定する。
- 2 「電柱用素材の日本農林規格」については、平成16年6月1日開催の農林物資規格調査会部会において廃止の是非について審議した結果、「電柱用素材の日本農林規格」は廃止し、素材の日本農林規格の見直しの中で改めて検討するとされた。検討の結果、電柱用素材の規格の利用実態から、「曲り」及び「入り皮」等の品質の基準と材積の計算方法を規定する。
- 3 「素材の日本農林規格」は、昭和42年の最終改正時には農林物資規格法（昭和25年法律第175号）第2条により国内産の農林物資のみを対象としていた。その後、法律改正（昭和45年）が行われ、現行の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」では外国産にも規格の対象が広がっていることから、現行の材積計算方法を「標準的な材積計算方法」とし、外材に対応する材積計算法等の標準以外の材積計算法による材積も表示できることとする。

(参考)

農林物資規格法第2条

この法律で「農林物資」とは、国内において生産される農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資であつて政令で定めるものをいう。

なお、丸太の径の測定において、最小径に直角な径と最小径との差が大きい場合（扁平材）は実測の丸太の径（最小径）に補正を行うが、「水中貯木」の場合、最小径に直角な径の測定が困難なことから、最小径に直角な径を最大径に置き換えて差し支えのない旨、規定する。



第5条 素材の標準的な材積の計算式は、次のとおりとする。

丸太（最小横断面における辺の欠を補つた方形の合計に対する辺の欠の合計の割合が80パーセント以上のそま角を含む）	丸太の材積は次の式を標準とする。 イ 長さが6メートル未満のもの $D^2 \times L \times 1/10,000$ ロ 長さが6メートル以上のもの及び電柱用 $\{D + (L' - 4) / 2\}^2 \times L \times 1/10,000$
そま角	$T \times W \times L \times 1/10,000$

注：1 Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値（Dの測定は第6条の寸法の測定方法における丸太の径の事項に基づく。）

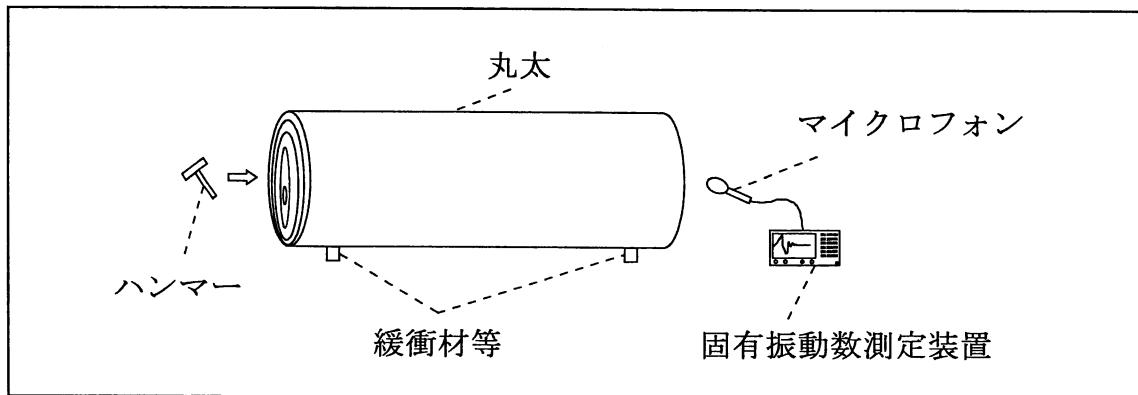
Lは、丸太及びそま角の長さのメートル単位による数値

L'は、長さのメートル単位による数値で1に満たない端数を切り捨てたもの

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

4 実需者からの強度性能的な区分の設定の要望を踏まえ、検討した結果、打撃をあたえたときに発生する固有振動数を測定して縦振動ヤング係数を求める方法及び区分を針葉樹の素材の規格に追加する。



改 正 案	現 行
(適用の範囲) 〔削る。〕	(適用の範囲) 第一条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。
1 銀木類 2 形状が不定な素材で利用価値が極めて低いもの 3 廉れその他の欠点により利用できない部分がその材積の50パーセント以上を占めるもの	二 別に日本農林規格の定めがあるもの 三 銀木類 四 廉れその他の欠点により利用できない部分がその材積の50パーセント以上を占めるもの
(定義)	(定義)
〔削る。〕	第一条 この規格において「銀木類」とは、次の各号の一に該当する素材をいう。
第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げるとおりとする。	第二条 この規格において「銀木類」とは、次の各号の一に該当する素材をいう。
1 一定の長さに切断された樹木で、剥皮したものを作む。 2 製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したものを作む。 3 材質又は形状が極めて優れるもの及びその部分を含むものを作む。 4 丸太については純線をもつて4等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。	一 材質又は形状がきわめてまれであるもの 二 材質がきわめてすぐれているもの 三 縫賞価値がきわめてすぐれているもの 四 前各号のものを採材できるもの
〔削る。〕	2 この規格において「くず材」とは、形状が不定な素材で利用価値がきわめて低いものをいう。 3 この規格において「材面」とは、丸太について「材面」または純線をもつて4等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。
第3条 素材の材種は、丸太については径により、そま角については幅により、次のように区分する。	(素材の材種の区分)

〔削る。〕

(素材の材種の区分)

第三条 素材の材種は、丸太については径により、そま角については幅により、次のように区分する。

二 小 (一四センチメートル未満のもの)
中 (一四センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの)
三 太 (三〇センチメートル以上のもの)

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

(素材の寸法の区分)

〔削る。〕
第四条 素材の寸法は、樹皮を除いた部分について、丸太については径及び長さにより、そま角については厚さ、幅及び長さにより区分する。

(丸太の径)

第五条 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が一四センチメートル以上の丸太で最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル（最小径が四〇センチメートル以上の丸太にあっては、八センチメートル）以上あるものの径は、その差六センチメートルごとに最小径に二センチメートルを加えたものとする。

(そま角の厚さ及び幅)

第六条 そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。

(素材の長さ)

第七条 素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしおう端部（短径三センチメートル未満の部分をいう。）又はときん若しくは目度あとの部分に係るときは、その係る部分を除く。

(素材の単位寸法)

第八条 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については一センチメートル、その他の素材については二センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。
2 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、二〇センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、一. 九メートル以上二. 〇メートル未満、二. 一メートル以上二. 二メートル未満、二. 七メートル以上二. 八メートル未満、三. 三メートル以上三. 四メートル未満、三. 六五メートル以上、三. 八メートル未満及び四. 三メートル以上四. 四メートル未満の長さについては、この限りでない。
3 前項のただし書の場合には一. 九メートルをこえ二. 〇メートルに満たない端数、二. 一メートルをこえ、二. 二メートルに満たない端数、二. 七メートルをこえ二. 八メートルに満たない端数、三. 三メートルをこえ三. 四メートルに満たない端数、三. 六五メートルをこえ、三. 八メートルに満たない端数及び四. 三メートルをこえ四. 四メートルに満たない端数は、それぞれ切り捨てる。

(素材の数量の単位)

第九条 素材の数量は、本を単位とする。

(素材の材積計算の方法及びその単位)

第十条 素材の材積は、次の算式によつて計算する。

二 丸太
イ 長さが六メートル未満のもの

$$\frac{D^2 \times L \times 1/10,000}{D^2 \times 1/10,000}$$

Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値

Lは、丸太の長さのメートル単位による数値

ロ 長さが六メートル以上ものの

$$\frac{(D + (L' - 4) / 2)^2 \times 1/10,000}{(D + (L' - 4) / 2)^2 \times 1/10,000}$$

D及びL'は、イの算式の場合と同じ。

L'は、長さのメートル単位による数値で一に満たない端数を切り捨てたものの

二 そま角

$$\frac{T \times W \times L \times 1/10,000}{T \times W \times L \times 1/10,000}$$

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

Lは、そま角の長さのメートル単位による数値

2 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その數値に小数第三位に満たない端数があるときは、小數第四位を四捨五入する。ただし、その數値が小数第三位に満たないものがあるときは、小數第五位を四捨五入する。

3 空洞（空洞に準ずる歟れを含む。以下この条において同じ。）の体積は、素材の材積から控除する。ただし、空洞の径の、丸太にあつてはその存する木口の径、そま角にあつてはその厚さに対する割合が二〇パーセントに満たないもの及び小の素材の空洞については、この限りでない。

4 空洞の径は、空洞の平均径（最大径とこれに直角な径との平均をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その空洞が張りの部分に係るものであるときは、その係る部分は除いたものとして平均径を測定する。

5 丸太についての木口の径は、木口についてはその丸太の径とし、元口についてはその元口（根張りの部分がある丸太にあつては、その部分を除く。以下この項について同じ。）の最小径とする。ただし、最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル（最小径が四〇センチメートル以上の丸太にあつては、八センチメートル）以上ある元口についての木口の径は、その差六センチメートルごとにその最小径に二センチメートルを加えたものとする。

6 空洞の体積は、次の算式によつて測定する。

二 空洞が素材の一端のみにあるとき

$$\frac{d^2 \times L / 2 \times 1/10,000}{d^2 \times L / 2 \times 1/10,000}$$

dは、第四項の規定による空洞の径のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたものの

Lは、素材の長さのメートル単位による数値

二 空洞が素材の両端にあるとき

$$\frac{d'^2 \times L \times 1/10,000}{d'^2 \times L \times 1/10,000}$$

d'は、素材の両端における第四項の規定による空洞の径の平均のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの

Lは、前号の算式の場合と同じ。

〔削る。〕

(そま角の丸身制限)

第十一条 そま角であつて、最小横断面における辺の欠を補つた方形の四辺の合計に対する辺の次の合計の割合が八〇・ペーセント以上のは、丸太とみなす。

(針葉樹の素材の規格)

第3条 針葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

(針葉樹の素材の規格)

第十二条 金葉樹から採材した素材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	次の項に規定するところによる。
材の品質（径 が 8 センチメ ートル未満の 丸太及び幅が 8 センチメー トル未満のそ ま角を除く。）	縦振動ヤング係数別記の方法により各本について縦振動ヤング係数を測定し、その数値が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を満たすこと。 分を表示しよ うとするもの に限る。）
区分	縦振動ヤング係数 (GPa又は 10 ³ N/mm ²)
Ef 50	3. 9 以上 5. 9 未満
Ef 70	5. 9 以上 7. 8 未満
Ef 90	7. 8 以上 9. 8 未満
Ef 110	9. 8 以上 11. 8 未満
Ef 130	11. 8 以上 13. 7 未満
Ef 150	13. 7 以上
表示事項	1 次に掲げる事項が表示してあること。 (1) 等級（径が 8 センチメートル未満の丸太、幅が 8 センチメートル未満のそま角及び 3 に規定する表示をする場合を除く。ただし、4 に規定する表示をする場合にあつては等級の表示を省略することができる。）
表示	

(2) 寸法又は材積	2 樹種名の表示をする場合には、1に規定するもののほか、該当する樹種名を表示すること。
3 電柱の用に供する場合にあつては、1及び2に規定するもののほか、「電柱用」と表示すること。	
4 継振動ヤング係数区分の表示をする場合にあつては、1、2及び3に規定するもののほか、区分を表示すること。	

表示の方法

1 表示事項の項の1から4までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われること。	
(1) 等級	等級の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。
(2) 寸法又は材積	寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載すること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合には、その旨を記載すること。
	材積の表示をする場合には、第5条に基づき、材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、第5条によらない計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること。
(3) 樹種名	樹種名を表示する場合には、最も一般的な名称をもつて記載すること。
(4) 継振動ヤング係数区分	区分の表示をする場合には、継振動ヤング係数区分の項の表の左欄に掲げる区分を記載すること。
2 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各様ごとに見やすい箇所に明瞭にしてあること。	
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示しないこと。 (1) 表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

2 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。

節	等級			
	1等	2等	3等	4等
欠点事項	次の各号のいずれかに該当するもの	次の各号のいずれかに該当するもの	次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの
1 中の素材	1 中の素材	1 中の素材	1 中の素材	上記の限度を超えて存するもの

二 小の素材(径がハセンチメートル未満の丸太及び幅がハセンチメートル未満のそま角を除く。)	等級	上記の限度を超えて存するもの
曲り	二五ペーセント以下のも	上記の限度を超えて存するもの

欠点事項	等級	一等	二等	三等
節 (長径が一センチメートル未満のものを除く。)	当するもの 1 三以上の材面にないもの 2 隣接二材面に存し、長径が五センチメートル以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 二材面に存するもの 2 三以上の材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 二材面に存するもの 2 三以上の材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
曲り	数が一個で一〇パーセント以下のも	三〇パーセント以下のも	三〇パーセント以下のも	上記の限度をこえて存するもの
木口割れ又は引き抜け	一〇パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがそのままする木口の径 (そのまま角にあつては、その厚さ) の三分の一以下るものに限る。	三〇パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
目まわり (その存する木口の中心から材縁までの一〇分の九より外側にあるものを除く。)	一〇パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりは、そのかさなつた部分がそのままする木口の中心をとおる直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。	三〇パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりは、そのかさなつた部分がそのままする木口の中心をとおる直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。	上記の限度をこえて存するもの
腐れ (えぞまつ、材面などまつ及びさ	ないもの	二以下の材面に存し軽微なもの	二以下の材面に存するもの	上記の限度をこえて存するもの

のきの中の素材 にあつては、 <u>2 0パーセント</u> 以下のもの	わらの樹心部の みに存する廢れ で各端において 二〇パーセント 以下のものを除 く。)、虫食い又 は空洞	木口割れ又は引き抜 け	上記の限度をこえて存す るもの																									
1.0パーセント以 下のもの。ただし、 木口割れは、その 深さがそのまま 木口の径(そま角) にあつては、厚さ) の三分の1以下の ものに限る。	次の各号のいづれ かに該当するもの 1 中の素材 2 3.0パーセント 以下のもの 2 大の素材 4.0パーセント 以下のもの	次の各号のいづれ かに該当するもの 1 中の素材 2 3.0パーセント 以下のもの 2 大の素材 4.0パーセント 以下のもの	三〇パーセント以下のもの																									
1.0パーセント以 下のもの。ただし、 木口割れは、その 深さがそのまま 木口の径(そま角) にあつては、厚さ) の三分の1以下の ものに限る。	次の各号のいづれ かに該当するもの 1 中の素材 2 3.0パーセント 以下のもの 2 大の素材 4.0パーセント 以下のもの	次の各号のいづれ かに該当するもの 1 中の素材 2 3.0パーセント 以下のもの 2 大の素材 4.0パーセント 以下のもの	上記の限度をこえて存す るもの																									
目まわり	1.0パーセント以 下のもの	1 中の素材 2 3.0パーセント 以下のもの。た だし、重なつて 存在する目まわり は、その重なつ た部分がその存 する木口の中心 を通る直線をも つて2等分した 1面のみに存す るものに限る。 2 大の素材 2.0パーセント 以下のもの	大の素材(樹合が一五〇年以上のひのきから採材した中の素材を含む。)																									
			三 大の素材(樹合が一五〇年以上のひのきから採材した中の素材を含む。)																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級 久点事項</th> <th>一等</th> <th>二等</th> <th>三等</th> <th>四等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節(長径が一センチ メートル未満のもの を除く。)</td> <td>三以上の材面にな いもの</td> <td>隣接二材面(ひば にあつては、二材 面)に存するもの</td> <td>隣接二材面(ひば にあつては、二材 面)に存するもの</td> <td>次の各号のいづれ かに該当するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 二材面又は三 材面(ひばにあ つては、三材面) に存するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 四材面に存 し、長径が一五 センチメートル (ひのきの中の 素材にあつて は、一〇センチ メートル)以下 のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 四材面に存 し、二材面又は 三材面において 長径が一〇セン チメートル(ひ</td> </tr> </tbody> </table>	等級 久点事項	一等	二等	三等	四等	節(長径が一センチ メートル未満のもの を除く。)	三以上の材面にな いもの	隣接二材面(ひば にあつては、二材 面)に存するもの	隣接二材面(ひば にあつては、二材 面)に存するもの	次の各号のいづれ かに該当するもの					1 二材面又は三 材面(ひばにあ つては、三材面) に存するもの					2 四材面に存 し、長径が一五 センチメートル (ひのきの中の 素材にあつて は、一〇センチ メートル)以下 のもの					3 四材面に存 し、二材面又は 三材面において 長径が一〇セン チメートル(ひ
等級 久点事項	一等	二等	三等	四等																								
節(長径が一センチ メートル未満のもの を除く。)	三以上の材面にな いもの	隣接二材面(ひば にあつては、二材 面)に存するもの	隣接二材面(ひば にあつては、二材 面)に存するもの	次の各号のいづれ かに該当するもの																								
				1 二材面又は三 材面(ひばにあ つては、三材面) に存するもの																								
				2 四材面に存 し、長径が一五 センチメートル (ひのきの中の 素材にあつて は、一〇センチ メートル)以下 のもの																								
				3 四材面に存 し、二材面又は 三材面において 長径が一〇セン チメートル(ひ																								

材面 ないもの 又は空洞	腐れ、虫食い	木口	次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口割れ又は引き抜け	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下
			1 中の素材 2 以下の材面に存し、軽微なもの	左記の限度を超えて存するもの	1 中の素材 2 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口割れ又は引き抜け	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下
その他の欠点			次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下
			1 小の素材 2 中の素材 3 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	左記の限度を超えて存するもの	1 小の素材 2 中の素材 3 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下
曲り			数が一個で、五パーセント(ひのきの中の素材にあつては、一〇パーセント)以下	数が一個で、五パーセント(ひのきの中の素材にあつては、二〇パーセント)以下	数が一個で、五パーセント(ひのきの中の素材にあつては、二〇パーセント)以下	数が一個で、五パーセント(ひのきの中の素材にあつては、二〇パーセント)以下	木口	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下
			1 中の素材 2 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	左記の限度を超えて存するもの	1 中の素材 2 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下	二〇パーセント以下
へび下り			筋のない材面にない他の材面において15パーセント以下	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下
			下のもの	左記の限度を超えて存するもの	1 中の素材 2 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下
その他の欠点			次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	次の各号のいずれかに該当するもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下
			1 小の素材 2 中の素材 3 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	左記の限度を超えて存するもの	1 小の素材 2 中の素材 3 大の素材 1 材面に存し、軽微なもの	大の素材にあっては、左記の限度を超えて存するもの	木口	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下
腐れ			一材面に存し、軽微なもの	上記の限度をこえ	一材面に存し、軽微なもの	上記の限度をこえ	木口	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下	30パーセント以下
			2 とどまつ及びさわらの樹心部のみに	上記の限度をこえ	2 とどまつ及びさわらの樹心部のみに	上記の限度をこえ	木口	ないもの	ないもの	ないもの	ないもの	ないもの	ないもの

注1 小の素材は、曲り及びその他の欠点の1等、2等、中の素材はすべての事項の1等、2等、3等に適用する。ただし、樹齢が150年以上のひのきから採材した中の素材については大の素材として扱るもの

- とする。
- 2 曲り、彫れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の事項が 2 種類以下であつて、その事項の程度がいすれも最小限度に近いものは、1 等に相当するものを除き、1 階級上げる。
 - 3 事項が 4 種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが 4 種類以上あるものは、4 等に相当するものを除き、1 階級下げる。
 - 4 電柱用における材の品質は、曲り及びその他の欠点の入り皮の 4 等を適用し、その他の事項については利用上支障のないこととする。

<u>存する彫れで各端において二〇パーセント以下のもの</u>	<u>下のもの</u>	<u>下のもの</u>	<u>て存するもの</u>
<u>へび下り</u>	<u>筋のない材面になく他の材面において五パーセント以下とのもの</u>	<u>筋のない材面になく他の材面において一五パーセント以下とのもの</u>	<u>三〇パーセント以下とのもの</u>
<u>その他の欠点</u>	<u>きわめて軽微なもの</u>	<u>軽微なもの</u>	<u>上記の限度をこえて存するもの</u>

(注)

- (1) 曲り、彫れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の欠点が二種類以下であつて、その欠点の程度がいずれも最小限度に近いものは、一等に相当するものを除き、1 階級上げる。
- (2) 欠点が四種類以上あり、それらの欠点のうち、その程度が最大限度に近いものが四種類以上あるものは、四等に相当するものを除き、1 階級下げる。

(広葉樹の素材の規格)

第4条 広葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

第十三条 広葉樹から採材した素材(径が二四センチメートル未満の丸太及び幅が二四センチメートル未満のそま角を除く。)の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
材の品質(径が 2.4 センチメートル未満の丸太及び幅が 2.4 センチメートル未満のそま角を除く。)	<p>1 次に掲げる事項が表示してあること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 等級(径が 2.4 センチメートル未満の丸太、幅が 2.4 センチメートル未満のそま角を除く。) (2) 寸法又は材積

表示の方法		2 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。			
事項	等級	1等	2等	3等	4等
筋		次の各号のいずれかに該当するもの 1 4材面にない	次の各号のいずれかに該当するもの 1 1材面に存するもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 隣接2材面に存するもの	左記の限度を超えて存するもの
	2 生き筋のみが 1材面に存し、 その数が素材の 長さ2メートル 又は2メートル	2 隣接2材面に 存し、長径が1.5 5センチメートル 以下の中のもの	2 隣接2材面に 存し、長径が1.5 センチメートル 以下の中のもの	2 隣接二材面に 存し、生き筋のみが 一材面に存し、 その数が素材の 長さ2メートル 又は2メートル 未満の端数につ き1個以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 四材面にない 2 生き筋のみが 一材面に存し、 その数が素材の 長さ2メートル 又は2メートル 未満の端数につ き1個以下のもの
	3 生き筋のみが 隣接2材面に存 し、その数が素 材の長さ2メー トル又は2メー トル未満の端数	3 3材面に存 し、長径が1.0 センチメートル 以下のもの	3 3材面に存 し、長径が1.0 センチメートル 以下のもの	3 生き筋のみが 隣接二材面に存 し、その数が素 材の長さニメニ トル又はニメニ トル未満の端数	次の各号のいずれかに該当するもの 1 二材面に存するもの 2 二材面に存し、 長径が一五センチメートル 以下のもの

表示の方法		1 表示事項に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。				
事項	等級	欠点事項	一等	二等	三等	
2 樹種名を表示する場合にあつては、各本又は各種ごとに見やすい箇所に明瞭にし てあること。	樹種名	樹種名を表示する場合には、最も一般的な名称をもつて記載すること。 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各種ごとに見やすい箇所に明瞭にし てあること。	寸法又は材積	寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、 丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載す ること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合にあつて は、その旨を記載すること。 材積の表示をする場合にあつては、第5条に基づき、材積を立方メートル単 位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、第5条によらない 計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること。	寸法又は材積	寸法の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。
表示禁止事項		前条の表の表示禁止事項の項に同じ。	寸法又は材積	寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、 丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載す ること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合にあつて は、その旨を記載すること。 材積の表示をする場合にあつては、第5条に基づき、材積を立方メートル単 位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、第5条によらない 計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること。	寸法又は材積	寸法の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。

曲り	数が1個で、 <u>1.0</u> パーセント以下の もの	<u>2.0</u> パーセント以 下のもの	左記の限度を超え て存するもの	
木口割れ又は引き抜 け	木口割れは引き抜 けのもの。ただし、その 木口割れは、その 深さがその存する 木口の径（そま角） の <u>3分の1</u> 以下の ものに限る。	<u>2.0</u> パーセント以 下のもの	<u>4.0</u> パーセント以 下のもの	左記の限度を超え て存するもの
目わり	目わりのもの	<u>2.0</u> パーセント以 下のもの	<u>4.0</u> パーセント以 下のもの	左記の限度を超え て存するもの
腐れ、虫食い	材面 又は空洞 ないもの	1材面に存し、輕 微なもの	左記の限度を超え て存するもの	左記の限度を超え て存するもの
木口	木口 ないもの	<u>4.0</u> パーセント以 下のもの	<u>5.0</u> パーセント以 下のもの	左記の限度を超え て存するもの
その他の欠点	極めて軽微なもの	軽微なもの	左記の限度を超え て存するもの	左記の限度を超え て存するもの

曲り			につき二個以下 のもの	につき二個以下 のもの
木口割れ又は引き抜 け	木口割れ又は引き抜 けのもの。ただし、木口割 れは、その深さがその存する 木口の径（そま角） の <u>三分の一</u> 以下の ものに限る。	数が <u>一個</u> で、 <u>二〇</u> パーセント以下 のもの	<u>四〇</u> パーセント以 下のもの	<u>四〇</u> パーセント以 下のもの
目わり	目わりのもの	<u>2.0</u> パーセント以 下のもの	<u>4.0</u> パーセント以 下のもの	<u>四〇</u> パーセント以 下のもの
腐れ、虫食い	材面 又は空洞 ないもの	1材面に存し、軽 微なもの	材面 ないもの	材面 ないもの
木口	木口 ないもの	<u>4.0</u> パーセント以 下のもの	<u>五〇</u> パーセント以 下のもの	<u>五〇</u> パーセント以 下のもの
その他の欠点	極めて軽微なもの	軽微なもの	きわめて軽微なもの の	きわめて軽微なもの の

(注)

注1 生き節、死に節又は腐れ筋の長径の限度は、径が50センチメートル以上の丸太および幅が50セン

- チメートル以上のそま角については、それぞれの限度に5センチメートルを加えたものとする。
- 2 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の事項が2種類以下であつてその事項の程度がいざれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1階級上げる。
- 3 事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。

(素材の標準的な材積計算方法及びその単位)

第5条 素材の標準的な材積の計算式は、次のとおりとする。

そま角	$T \times W \times L \times 1/10,000$
丸太（最小横断面における辺の欠を補つた方形の合計に対する辺の欠の合計の割合が80パーセント以上）のそま角を含む。）	$\frac{D^2 \times L \times 1/10,000}{\{D + (L' - 4) / 2\}^2 \times L \times 1/10,000}$
丸太の材積は次の式を標準とする。 1 長さが6メートル未満のもの	$D^2 \times L \times 1/10,000$
2 長さが6メートル以上のもの及び電柱用	$D^2 \times L \times 1/10,000$

注1 Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値（Dの測定は第6条の寸法の測定方法における丸太の径の事項に基づく。）

Lは、丸太及びそま角の長さのメートル単位による数値

L'は、長さのメートル単位による数値で1に満たない端数を切り捨てたもの

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

電柱用に供されるものの材積の計算式のうち、 $(L' - 4) / 2$ が負となる場合は零として計算し、正となる場合は、0.5センチメートルに捨約する。

3 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入する。ただし、その数値が小数第3位に満たないものがあるときは、小数第5位を四捨五入する。

4 空洞（空洞に準ずる腐れを含む。以下この条において同じ。）の体積は、素材の材積から控除する。ただし、空洞の径の、丸太にあつてはその存する木口の径、そま角にあつてはその厚さに対する割合が、20パーセントに満たないもの及び小の素材の空洞についてはこの限りではない。

5 空洞の体積は次の算式によつて測定する。

空洞が素材の一端にのみあるとき	$d^2 \times L / 2 \times 1/10,000$
空洞が素材の両端にあるとき	$d^2 \times L \times 1/10,000$

注1 dは、空洞の径のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てたもの
2 d'は、素材の両端における空洞の径の平均のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てたもの

3 Lは、素材の長さのメートル単位による数値

(寸法の測定方法)

第6条 この規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

丸太の径 (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	丸太の径は、最小径とし、最小径が1.4センチメートル以上の丸太で最小径に直角な径と最小径との差が6センチメートル(最小径が4.0センチメートル以上の場合)にあつては、8センチメートル以上あるものの径は、その差6センチメートルごとに最小径に2センチメートルを加えたものとする。ただし、水中貯木において、最小径と直角な径が最大径と差が少ないと判断される場合は、前文の直角な径を最大の径に置き換えて差し支えないとものとする。 また、電柱用にあつては、最小径とこれに直角な径との平均とする。
空洞の径	空洞の径は、空洞の最大径とこれに直角な径との平均とする。ただし、空洞が張りの部分に係るものであるときは、その部分は除いたものとして平均径を測定する。
木口の径	木口についての木口の径は、丸太の径とし、元口(張りの部分がある丸太)については、その部分を除く。以下この項において同じ。)についての木口の径は、丸太の径の項の最小径を元口の径に置き換えた径とする。
そま角の厚さ及び幅 (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。
素材の長さ (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしよう端部(短径3センチメートル未満の部分をいう。)又はときん若しくは目度などの部分に係るときは、その係る部分を除く。
素材の単位寸法	1 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材について1センチメートル、その他の素材について2センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、電柱用にあつては、5ミリメートルとし、単位寸法に満たない端数は2捨3入とする。 2 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、2.0センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、次の表の左欄に掲げるものについては右欄に掲げる寸法とする。また、電柱用にあつては、0.5メートルを単位

寸法とし、単位寸法に満たない端数は切り捨てる。

1. 9m 以上 2. 0m 未満のもの	1. 9m
2. 1m 以上 2. 2m 未満のもの	2. 1m
2. 7m 以上 2. 8m 未満のもの	2. 7m
3. 3m 以上 3. 4m 未満のもの	3. 3m
3. 65m 以上 3. 8m 未満のもの	3. 65m
4. 3m 以上 4. 4m 未満のもの	4. 3m

(品質の事項の測定方法)

第7条 第3条及び第4条における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて測定する。この場合において、事項が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その重直を測定する。

(素材の欠点の測定方法)

第十四条 前二条の規格における欠点は、次の表の上欄に掲げる欠点事項につき、それ同表の下欄に掲げる方法によつて測定する。この場合において、欠点が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その欠点を測定する。

節	1 節径が 1センチメートル未満の節は対象としない。 2 材面におけるかけ、きず及びみなで素材の利用上影響を及ぼすものを含む。 3 死に節又は腐れ節（長径が 1センチメートル未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の 2倍とみなす。 4 かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が 1センチメートル未満の節を除く。）の実測の長径の 1.5倍とみなす。 5 その丸太にかくれ節及び長径が 1センチメートル未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、1.0センチメートルとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が 1.0センチメートルをこえる場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。
曲り	1 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。 2 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲りについての 1の割合の合計を 1.5倍した割合による。 3 電柱用における曲りは、材長 1.0メートル未満のものにあつては元口から 1.5メートル、材長 1.0メートル以上との元口から 2メートルの部分を地際として測定する。

木口割れ又は引き抜け	1 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。 2 木口割れが同一端に 2個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。
木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の 2分	3 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の 2分

木口割れ又は引き抜け	1 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。 2 木口割れが同一端に 2個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。
木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の 2分	3 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の 2分

の1をこえるときは、その木口割れの長さは、その実測の1.5倍の長さとみ
なす。
4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうもの
にあつては、その割れ目の長さとし、その他のものにあつては、その存する木
口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線
とその割れ目との交角が90度以上である場合には、その割れ目の終点をいい、
その交角が90度未満である場合には、木口の中心からその割れ目にに対する垂
線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至
る距離とする。

木口	1 木口の中心から材縁までの <u>10</u> 分の <u>9</u> より外側にある目まわりは対象としな い。	2 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、 その存する木口の <u>4</u> 辺の欠を補った方形の <u>4</u> 辺の合計）に対する割合による。 3 目まわりが同一端に <u>2</u> 個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側 の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの 弧の長さうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の 周囲の長さに対する割合による。 4 両端にある場合は、各端における <u>2</u> 又は <u>3</u> の割合を合計した割合による。
----	--	---

木口	1 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に <u>2</u> 個以上あるときは、 それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ） に対する割合による。 2 両端にある場合の百分率は、各端における <u>1</u> の割合の合計による。 3 えぞまつ、とどまつ、さわら及び広葉樹の樹心部分に存する腐れで各端に おいて <u>20</u> パーセント以下のものは対象としない。
----	---

へび下り	1 百分率は、その長さ（ <u>2</u> 個以上あるときは、それらの長さの合計）に対する 素材の長さの割合による。 2 <u>1</u> 材面に平行かつ接近して <u>2</u> 個以上あるときは、それらのへび下りは <u>1</u> 個と みなしてその長さを測定する。
------	---

その他の矢点	程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。
--------	--------------------------

の1をこえるときは、その木口割れの長さは、その実測の一.五倍の長さとみ
なす。
4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうもの
にあつては、その割れ目の長さとし、その他のものにあつては、その存する木
口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線
とその割れ目との交角が90度以上である場合には、その割れ目の終点をいい、
その交角が90度未満である場合には、木口の中心からその割れ目にに対する垂
線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至
る距離とする。

目まわり	1 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、 その存する木口の四辺の欠を補った方形の四辺の合計）に対する割合による。 2 目まわりが同一端に <u>2</u> 個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側 の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの 弧の長さうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の 周囲の長さに対する割合による。 3 両端にある場合は、各端における <u>1</u> 又は <u>2</u> の割合を合計した割合による。
------	---

木口	1 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に <u>2</u> 個以上あるときは、 それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ） に対する割合による。 2 両端にある場合の百分率は、各端における <u>1</u> の割合の合計による。
----	--

他の矢点	程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。
------	--------------------------

数を求める。

(1) 縦振動ヤンクス係數 (E_f) は次の式によつて算出する。

$$E_f = \frac{(2Lf)^2 \rho}{L} / 10^9 \quad (\text{単位: GPa} \times 10^9 \text{N/mm}^2)$$

L : 材長 (m)

f : 固有振動数 (Hz)

ρ : 見かけの密度 (kg/m³)

(2) 材長は実測値とし、1センチメートルに満たない端数は切り捨てることとする。

(3) 見かけの密度 (ρ) は次の式によつて算出する。重量は0.1kgまで計量し、これに満たない端数は切り捨てる。径は1cmまで計測し、これに満たない端数は四捨五入する。

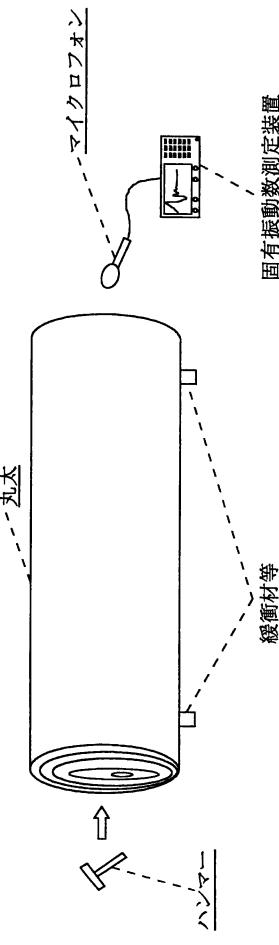
$$\rho = \frac{W}{(D^2 \times \pi / 4 \times L \times 1/10,000)} \quad (\text{単位: m}^3)$$

W : 各本の重量 (kg)

D : 両木口の最大径と最小径の平均を平均した値 (cm)

$\pi : 3.14$ とする。

L : 材長 (m)



素材の日本農林規格に係る用語の解説（案）

節（生き節、死に節、腐れ節、かくれ節）	<p>節とは、枝の切断面をいい、現れた状態により、「生き節」、「死に節」、「腐れ節」及び「かくれ節」に区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生き節」とは、節の纖維が周囲の材と連絡しているもの ・「死に節」とは、節の纖維が周囲の材と連絡の切れているもので通常樹皮で取り囲まれているものが多い ・「腐れ節」とは、節に腐れをともなった状態のもの ・「かくれ節」とは、材面が隆起陥没等の異状を呈し、その内部に節の存することが確認し得るもの
引き抜け	伐倒に際し伐根に伐倒された材の一部が細長いものとなって残り、伐倒材の多くは中心部付近が引き抜かれているもの
目まわり	木口面に年輪に沿って円形または弧状に現れた割れ
へび下り (へびさがり)	急激または長期の低温のため、立木時代に材中の水分が凍結膨張して、材の長さ方向に割れを生じ、夏期においてその割れが傷癒材により巻き込まれて材面に隆起を生じたり、または傷癒材に巻き込まれることなく、材面に割れを生じたもの
入り皮	樹幹が損傷を受け、その癒合部の樹皮が成長とともに材中に巻き込まれたもの

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年11月29日（月）
14時～
場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 素材の日本農林規格の見直しについて

(2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 素材の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 JAS 規格の制定・見直しの基準

農林物資調査会部会委員名簿

氏 名	役	職
○ 有馬 孝禮	前東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
○ 大木 美智子	消費科学連合会会长	
○ 田中 隆行	(社) 全国木材組合連合会理事	
○ 藤井 良隆	前(社)住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長	
○ 山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事	
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー	
大橋 泰啓	日本木材輸入協会専務理事	
神谷 文夫	独立行政法人森林総合研究所構造利用研究領域長	
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長	
佐々木 巍	全国素材生産業協同組合連合会専務理事	
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会常任理事	
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長	
西村 勝美	(財) 日本住宅・木材技術センター常務理事	
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事	
蒔田 章	日本木材防腐工業組合技術副委員長	
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員	
山根 香織	主婦連合会常任委員	

(注) ○ : 農林物資規格調査会委員

(パブリックコメント募集結果等)
規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる
寄せられた意見・情報
(素材の日本農林規格)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間: H17.1.7 ~ H17.2.6)

(1) 受付件数

消費者団体	1 件
-------	-----

合計	1 件
----	-----

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント (募集期間: H17.5.9 ~ H17.7.8)

なし

素材の日本農林規格の改正案について

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
性能規定化の導入や外材への対応など、経済産業省電力安全課や（社）日本電気協会技術部等の電気の専門家達と十分意見交換を行っていただきたい。（消費者団体からの意見）	JAS規格の見直しに際しては、関係者に対して幅広く聞き取り調査やアンケート調査を行っています。本規格についても、総務省、経済産業省、日本電気協会及び電力会社を含めた関係者の意見を聴取しながら見直しを行っています。

電柱用素材の日本農林規格の廃止案について

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
性能規定化の導入や外材への対応など、経済産業省電力安全課や（社）日本電気協会技術部等の電気の専門家達と十分意見交換を行っていただきたい。（消費者団体からの意見）	上記と同じ。